

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第41号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「10級」を「9級」に改める。

第6条の2第1項中「8級」を「7級」に改める。

別表第1

「

級	標準職務
2級	定型的な業務を行う職務
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	(1) 主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
5級	(1) 主査の職務 (2) 地方機関の課長補佐の職務
6級	(1) 本庁の班長及び主幹の職務 (2) 地方機関の課長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
7級	(1) 本庁の副課長及び困難な業務を所掌する班長の職務 (2) 地方機関の副所長及び所長補佐の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
8級	(1) 本庁の課長の職務 (2) 地方機関の長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
9級	(1) 本庁の次長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
10級	(1) 企業庁長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
特10級	職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、管理者が定める職務

を

「

級	標準職務
---	------

1級	(1) 主事の職務 (2) 定型的な業務を行う職務
2級	(1) 副主任の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	(1) 主任の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
4級	(1) 主査の職務 (2) 地方機関の課長補佐の職務
5級	(1) 本庁の班長及び主幹の職務 (2) 地方機関の課長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
6級	(1) 本庁の副課長及び困難な業務を所掌する班長の職務 (2) 地方機関の副所長及び所長補佐の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
7級	(1) 本庁の課長の職務 (2) 地方機関の長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前各号と同程度と認められる職務
8級	(1) 本庁の次長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
9級	(1) 企業庁長の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と認められる職務
10級	職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して、管理者が定める職務

に改める。

別表第2

「

組 織 名	職務区分									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級
本庁	職員	職員	主任 職員	主査	班長 主幹 工事検査 専門員	副課長 班長 主任工事 検査専門 員	課長 参事 官	次長 参事	企業庁 長	
地方 機関	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長 浄水場長 副所長 所長補佐	所長	所長		

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

を

「

組 織 名	職務区分									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級

本庁	主事	副主任	主任 副主任	主査	班長 主幹 工事検査 専門員	副課長 班長 主任工事 検査専門 員	課長 参事 官	次長 参事	企業庁 長	
地方 機関	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長 浄水場長 副所長 所長補佐	所長	所長		

備考

- 1 本庁に置かれる係長の職務については、5級とする。
- 2 本庁又は地方機関に置かれる付の職務については、5級、6級、7級、8級又は9級とする。

に改める。

別表第3職の欄中

「

職
企業庁長
次長
企業庁参事
課長
課参事 官
副課長
班長（職務の級が7級の者に限る。）
所長（職務の級が9級の者に限る。）
所長（職務の級が8級の者に限る。）
所長（職務の級が7級の者に限る。）
副所長
浄水場長
所長補佐

」

を

「

企業庁長
次長
企業庁参事
課長
課参事 官
副課長
班長（職務の級が6級の者に限る。）
所長（職務の級が8級の者に限る。）
所長（職務の級が7級の者に限る。）
所長（職務の級が6級の者に限る。）
副所長

浄水場長
所長補佐

に改める。

別表第4職務の級の欄中

「

特10級
10級
9級
8級
7級

」

を

「

10級
9級
8級
7級
6級

」

に改める。

別表第5職務の級の欄中

「

特10級
10級
9級
8級
7級

」

を

「

10級
9級
8級
7級
6級

」

に改める。

別表第6職員の欄中

「

職務の級9級以上の職員
職務の級8級の職員
職務の級7級の職員
職務の級6級の職員及び5級の職員並びに4級の職員

」

を

「

職務の級 8 級以上の職員
職務の級 7 級の職員
職務の級 6 級の職員
職務の級 5 級の職員及び 4 級の職員並びに 3 級の職員

」

に改める。

附 則

(施行期日)

この管理規程は令和6年4月1日より施行する。